

安全な道路のために ご協力ください！

●問合先 市役所建設課 管理G
内線2522～254

◎道路への倒木、枝や雑草などの張り出し防止

道路に樹木等がはみ出し

ていると人や車の通行に支障を来し危険です。樹木等が原因で事故が発生すると、樹木等所有者の管理責任が問われる場合があります。次のような状態のときは、所有者の責任のもと、剪定等をお願いします。

- ・ 道路上空への枝繁茂（通行に支障のある高さ）
- ・ 立ち枯れ木の道路への倒木
- ・ 折れ枝、枯れ枝の道路への落下
- ・ 竹林の繁茂による道路へのはみ出し
- ・ 雑草が道路へ伸び、見通しが悪い

◎道路への土砂流出防止

一時的な大雨により、畑や宅地などから道路へ土砂の流出が見受けられます。土砂の流出は人や車の通行の支障になるほか、側溝への土砂堆積による冠水の原

因となりますので、個人の責任のもと、流失防止にご協力をお願いします。

◎車乗り入れブロック設置防止

「車乗り入れブロック」や「鉄板」等を使い、駐車場と道路との段差を解消している方は、歩道やL字型側溝の切り下げ等を行ってください。車乗り入れブロック等を設置すると、降雨時に道路から側溝への雨水流入を妨げるだけでなく、人や車の通行に支障を来します。また、事故が起きた場合は設置者の責任になることがあります。

なお、切り下げにかかる費用は、L字型側溝を4m幅切り下げた場合、標準的な工事費で約16万円です（工事費用は現場条件により異なります）。

※工事施工業者や費用に関する問合先 市建設業協会
☎48・6678

扶養控除の変更に伴う市・県民税の申告

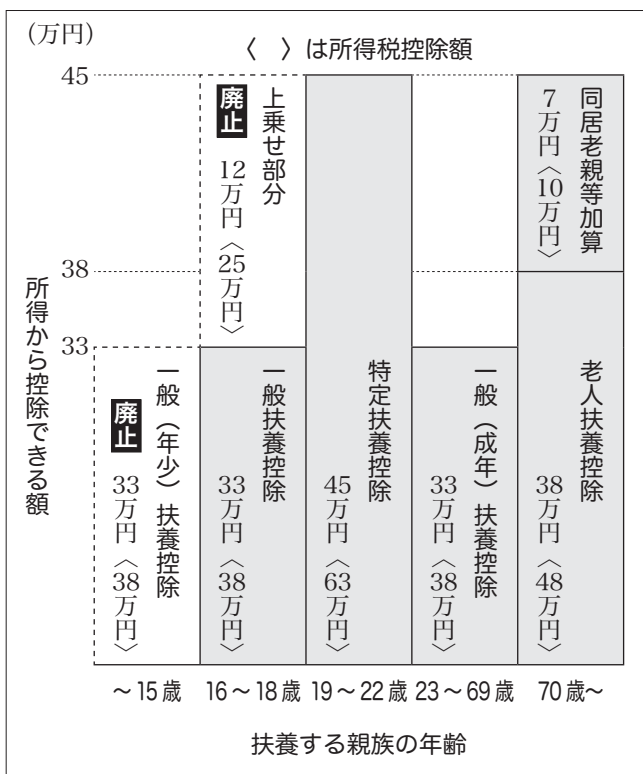
●問合先 市役所税務課 市民税G 内線205～207

市・県民税は、平成24年度から、16歳未満の扶養親族に対する扶養控除および16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分が廃止になります（所得税は平成23年から）。これにより市・県民税の負担は、目安として16歳未満の扶養親族1人につき3万3000円、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき1万2000円増えることとなります。

※土・日曜日は受付不可
◎給与所得者 勤務先から配布される源泉徴収票の「16歳未満の扶養親族」欄に、人数が記載されていない方
◎確定申告または市・県民税申告を提出した方 「16歳未満の扶養親族」欄に、該当者氏名が記載されていない方

ただし、扶養控除の廃止に関わらず、市・県民税非課税限度額の計算や国民健康保険税の算定、高額療養費の判定、医療費助成制度（マル福）の判定等には、16歳未満の扶養親族の人数を含めますので、市・県民税を申告することが必要になります。

次の方は、市・県民税申告書（税務課で取得）に、16歳未満の扶養親族を記載の上、税務課に提出してください（郵送可）。



7/8(日) 日曜開庁 業務休止

市役所では、毎週日曜日に住民票や印鑑証明などの証明書発行、納税、パスポート交付等を行っていますが、住民基本台帳法改正に伴う準備作業のため、7月8日(日)の窓口業務は、全て休止します。皆さんには、ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

▼問合先 市役所総合窓口課
内線111～115